



阿蘇市公告第17号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により、令和6年12月20日付け阿蘇市公告第44号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第13条第4項において準用する第11条第2項の規定により、阿蘇市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

令和7年5月2日

阿蘇市長 松 嶋 和 子



- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 令和7年5月3日
至 令和7年6月2日
- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所
阿蘇市役所西側別館 経済部農政課
- 3 意見の提出について
 - (1) 意見書の提出先 阿蘇市経済部農政課
 - (2) 意見書の提出方法 文書による
 - (3) 意見書の提出期限 縦覧期間満了の日